

公表図書

土木工事標準積算基準書

(参考資料)

令和3年2月追加版

京都市建設局

- ◎ 本資料は、現在公表中の「公表図書 土木工事標準積算基準書（参考資料）令和２年度版 京都市建設局」の一部を改定及び訂正するため、対象ページの新旧対照表を追加版として添付するものである。

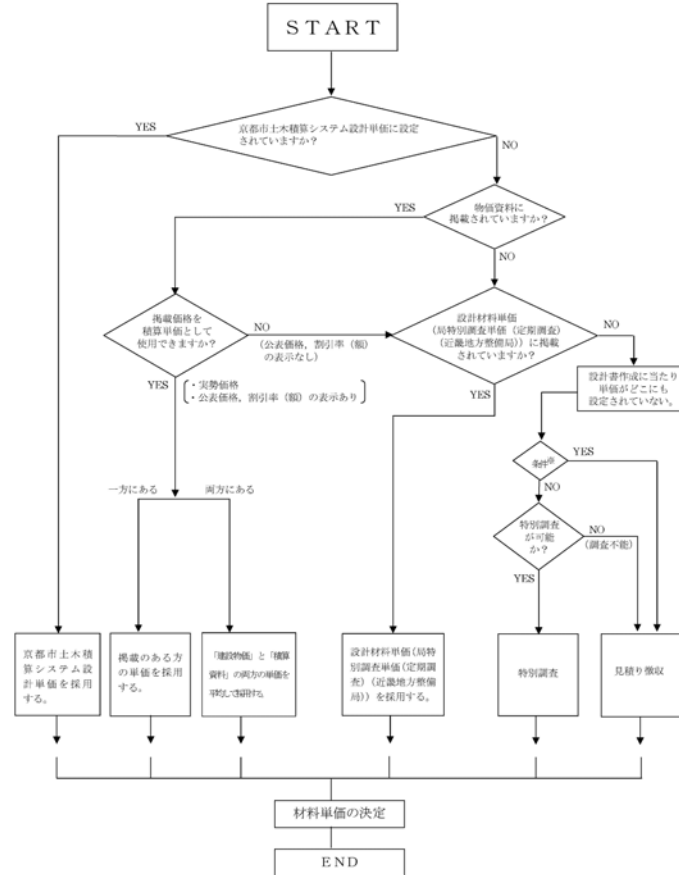
ページ	旧	新	備考																		
<p>土木工事標準積算基準書 (参考資料)</p> <p>I-14-10</p>	<p>3. 材料単価関係</p> <p>(1) 京都市土木積算システム設計単価に掲載している材料単価の運用は以下のとおりである。</p> <p>1) 一般材料単価 (A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度を2回に分けて決定し、適用期間を以下のとおりとする。 当初単価 : 適用期間は8月11日～2月10日まで 2月単価 : 適用期間は2月11日～8月10日(翌年度当初単価適用まで) ・原則は「建設物価(以下、Web建設物価を含む)」、「積算資料(以下、積算資料電子版を含む)」、「土木コスト情報」及び「土木施工単価」(全てを含め、本書において以下「物価資料」という。)から単価を設定するものとし、下表の号に掲載されている単価を採用する。 <table border="1" data-bbox="427 544 831 676"> <thead> <tr> <th>策定期間</th> <th>掲載誌 〔建設物価 積算資料〕</th> <th>掲載誌 〔土木コスト情報 土木施工単価〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初単価 (8月単価)</td> <td>7月号</td> <td>夏号</td> </tr> <tr> <td>2月単価</td> <td>1月号</td> <td>冬号</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省近畿地方整備局が毎月公表する「土木工事設計材料単価表」の単価を採用する場合の年月の取扱いについては、上表の建設物価及び積算資料に準じる。 <p>2) 主要資材単価 (B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鋼材、生コンクリート、アスファルト合材、軽油等の単価については、毎月単価として決定し、適用期間を当月11日から翌月10日までとする。 ・原則は物価資料から単価を設定するものとし、単価使用年月と同月号に掲載されている単価を採用する。 ・国土交通省近畿地方整備局が毎月公表する「土木工事設計材料単価表」の単価を採用する場合の年月の取扱いについては、物価資料に準じ、単価使用年月と同月に公表された単価を採用する。 <p>3) 掲載都市の取扱い</p> <p>物価資料及び土木工事設計材料単価表の単価を採用する際の掲載都市の取扱いについては、<u>別紙</u>「京都市土木積算システム設計単価における地域割及び掲載都市の取扱いについて」のとおりとする。</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p>1) 単価使用年月と施行決定起案時期の基準 単価使用年月は、原則として施行決定起案日が属する月の初月又は前月とする。したがって、施行決定は、単価使用年月の翌月末までに起案することを原則とする。</p> <p>4) Zコードの単価構成について Zコードで設定している資材単価については、すべて現場着単価とする。</p> </div> <p>(2) ①以外の材料単価は、原則として以下のとおりとする。</p> <p>1) 物価資料による 単価使用年月と同月号の物価資料(「土木コスト情報」及び「土木施工単価」については、単価使用年月時点の最新号)に掲載されている単価を採用するものとする。</p> <p>2) 国土交通省等から通知される以下による。 設計材料単価(局特別調査単価(定期調査))(近畿地方整備局)</p> <p>3) 特別調査による ・「土木工事標準積算基準書第1編第2章①-1.3」に示すもののほか、ゴム支承の単価に</p> <p style="text-align: center;">I-14-10</p>	策定期間	掲載誌 〔建設物価 積算資料〕	掲載誌 〔土木コスト情報 土木施工単価〕	当初単価 (8月単価)	7月号	夏号	2月単価	1月号	冬号	<p>3. 材料単価関係</p> <p>(1) 京都市土木積算システム設計単価に掲載している材料単価の運用は以下のとおりである。</p> <p>1) 一般材料単価 (A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度を2回に分けて決定し、適用期間を以下のとおりとする。 当初単価 : 適用期間は8月11日～2月10日まで 2月単価 : 適用期間は2月11日～8月10日(翌年度当初単価適用まで) ・原則は「建設物価(以下、Web建設物価を含む)」、「積算資料(以下、積算資料電子版を含む)」、「土木コスト情報」及び「土木施工単価」(全てを含め、本書において以下「物価資料」という。)から単価を設定するものとし、下表の号に掲載されている単価を採用する。 <table border="1" data-bbox="1285 544 1688 676"> <thead> <tr> <th>策定期間</th> <th>掲載誌 〔建設物価 積算資料〕</th> <th>掲載誌 〔土木コスト情報 土木施工単価〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初単価 (8月単価)</td> <td>7月号</td> <td>夏号</td> </tr> <tr> <td>2月単価</td> <td>1月号</td> <td>冬号</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省近畿地方整備局が毎月公表する「土木工事設計材料単価表」の単価を採用する場合の年月の取扱いについては、上表の建設物価及び積算資料に準じる。 <p>2) 主要資材単価 (B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鋼材、生コンクリート、アスファルト合材、軽油等の単価については、毎月単価として決定し、適用期間を当月11日から翌月10日までとする。 ・原則は物価資料から単価を設定するものとし、単価使用年月と同月号に掲載されている単価を採用する。 ・国土交通省近畿地方整備局が毎月公表する「土木工事設計材料単価表」の単価を採用する場合の年月の取扱いについては、物価資料に準じ、単価使用年月と同月に公表された単価を採用する。 <p>3) 掲載都市の取扱い</p> <p>物価資料及び土木工事設計材料単価表の単価を採用する際の掲載都市の取扱いについては、<u>別紙</u>「京都市土木積算システム設計単価における地域割及び掲載都市の取扱いについて」のとおりとする。</p> <p>4) Zコードの単価構成について Zコードで設定している資材単価については、すべて現場着単価とする。</p> <p>(2) ①以外の材料単価は、原則として以下のとおりとする。</p> <p>1) 物価資料による 単価使用年月と同月号の物価資料(「土木コスト情報」及び「土木施工単価」については、単価使用年月時点の最新号)に掲載されている単価を採用するものとする。</p> <p>2) 国土交通省等から通知される以下による。 設計材料単価(局特別調査単価(定期調査))(近畿地方整備局)</p> <p>3) 特別調査による ・「土木工事標準積算基準書第1編第2章①-1.3」に示すもののほか、ゴム支承の単価に</p> <p style="text-align: center;">I-14-10</p>	策定期間	掲載誌 〔建設物価 積算資料〕	掲載誌 〔土木コスト情報 土木施工単価〕	当初単価 (8月単価)	7月号	夏号	2月単価	1月号	冬号	<p>・単価使用年月と施行決定起案時期の基準を削除</p>
策定期間	掲載誌 〔建設物価 積算資料〕	掲載誌 〔土木コスト情報 土木施工単価〕																			
当初単価 (8月単価)	7月号	夏号																			
2月単価	1月号	冬号																			
策定期間	掲載誌 〔建設物価 積算資料〕	掲載誌 〔土木コスト情報 土木施工単価〕																			
当初単価 (8月単価)	7月号	夏号																			
2月単価	1月号	冬号																			

ページ	旧	新	備考
<p>土木工事標準積算基準書(参考資料)</p> <p>I - 14 - 15</p> <p>ページ</p>	<p>(4) 夜間単価について</p> <p>1) 夜間作業 所定労働時間帯（6時～20時）を超えて、時間外及び深夜に至る作業</p> <p>2) 夜間単価の設定</p> <p>7) アスファルト合材</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間工事で使用するアスファルト合材は夜間割増をすること。 土木積算システム設計単価に記載のアスファルト合材で、「夜間」の表示がないアスファルト合材は昼間単価である。 夜間単価を設定する場合は、夜間割増（Z301600080 アスファルト合材（夜間割増）、又はZ301600082 再生アスファルト合材（夜間割増））の単価を割り増しし、各種単価として単価登録を行うこと。 土木積算システム設計単価に記載のないアスファルト合材（カラーアスファルト舗装等の特殊舗装）については、土木積算システム設計単価で設定している夜間割増の単価を使用しないこと。特殊舗装の夜間割増の単価は、(2)-3) 特別調査、又は(2)- 4) 見積りによること。 <p>8) 生コンクリート</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間工事で使用する生コンクリートは夜間割増をすること。 土木積算システム設計単価に記載の生コンクリートはすべて昼間単価であり、夜間割増の単価の設定はしていない。 擁壁工等の施工単価の条件選択時に、「生コンクリートの夜間割増の有無」の設問があり、夜間工事の場合は「有」を選択すること。生コンクリート夜間割増額の登録（条件入力）画面が表示されるので、夜間割増額を単価登録すること。 生コンクリートの夜間割増の単価は、(2)-3) 特別調査、又は(2)- 4) 見積りによること。 <p>9) その他の資材</p> <ul style="list-style-type: none"> その他の資材で、夜間出荷の単価を考慮する必要がある場合は夜間単価を使用すること。 <p>(5) その他</p> <p>1) 設計単価について 材料の設計単価は、「消費税を含まない単価」を用いる。</p> <p>2) 同一工事の1資材に複数の規格がある場合について 土木工事標準積算基準書第1編総則第2章に記載する本項目については次の例を参考とすること。</p> <div data-bbox="286 1007 1030 1090" style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p>例) 自由勾配側溝（内幅400）と自由勾配側溝（内幅500）を設計計上する場合に、両資材の調達価格（材料価格×使用数量）の合計額が100万円以上の場合は特別調査の対象とする。また、自由勾配側溝とボックスカルバートを設計計上する場合は別資材となるため、各資材の調達価格で判断するものとする。</p> </div> <p>3) 施工パッケージ基準代表単価（東京単価）について 東京単価については、国土交通省国土技術政策総合研究所（国総研）が公表している「代表材料規格の基準単価作成方法について」を準用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">I - 14 - 15</p>	<p>(4) 夜間単価について</p> <p>1) 夜間作業 所定労働時間帯（6時～20時）を超えて、時間外及び深夜に至る作業</p> <p>2) 夜間単価の設定</p> <p>7) アスファルト合材</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間工事で使用するアスファルト合材は夜間割増をすること。 土木積算システム設計単価に記載のアスファルト合材で、「夜間」の表示がないアスファルト合材は昼間単価である。 夜間単価を設定する場合は、夜間割増（Z301600080 アスファルト合材（夜間割増）、又はZ301600082 再生アスファルト合材（夜間割増））の単価を割り増しし、各種単価として単価登録を行うこと。 土木積算システム設計単価に記載のないアスファルト合材（カラーアスファルト舗装等の特殊舗装）については、土木積算システム設計単価で設定している夜間割増の単価を使用しないこと。特殊舗装の夜間割増の単価は、(2)-3) 特別調査、又は(2)- 4) 見積りによること。 <p>8) 生コンクリート</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間工事で使用する生コンクリートは夜間割増をすること。 土木積算システム設計単価に記載の生コンクリートはすべて昼間単価であり、夜間割増の単価の設定はしていない。 擁壁工等の施工単価の条件選択時に、「生コンクリートの夜間割増の有無」の設問があり、夜間工事の場合は「有」を選択すること。生コンクリート夜間割増額の登録（条件入力）画面が表示されるので、夜間割増額を単価登録すること。 生コンクリートの夜間割増の単価は、(2)-3) 特別調査、又は(2)- 4) 見積りによること。 <p>9) その他の資材</p> <ul style="list-style-type: none"> その他の資材で、夜間出荷の単価を考慮する必要がある場合は夜間単価を使用すること。 <p>(5) その他</p> <p>1) 設計単価について 材料の設計単価は、「消費税を含まない単価」を用いる。</p> <p>2) 同一工事の1資材に複数の規格がある場合について 土木工事標準積算基準書第1編総則第2章に記載する本項目については次の例を参考とすること。</p> <div data-bbox="1173 1015 1917 1098" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>例) 自由勾配側溝（内幅400）と自由勾配側溝（内幅500）を設計計上する場合に、両資材の調達価格（材料価格×使用数量）の合計額が1,000万円以上の場合は特別調査の対象とする。また、自由勾配側溝とボックスカルバートを設計計上する場合は別資材となるため、各資材の調達価格で判断するものとする。</p> </div> <p>3) 施工パッケージ基準代表単価（東京単価）について 東京単価については、国土交通省国土技術政策総合研究所（国総研）が公表している「代表材料規格の基準単価作成方法について」を準用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">I - 14 - 15</p>	<p>・特別調査の基準価格を改定</p> <p>①100万円を1,000万円に変更</p>

土木工事標準
積算基準書(参考資料)

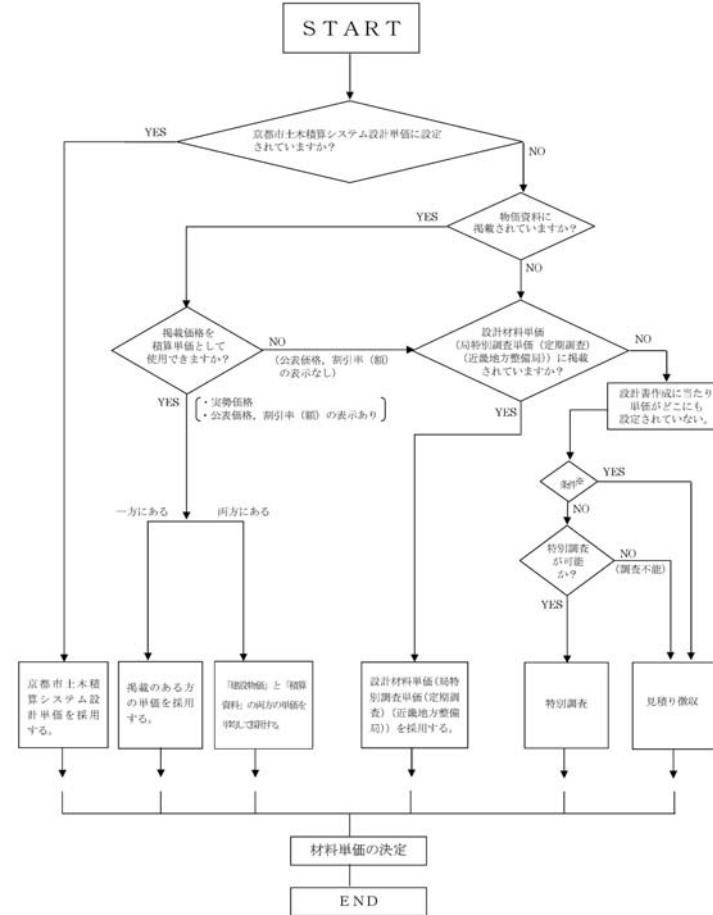
I - 14 - 16
ページ

(参考)
材料単価を決定する流れを以下に示す。



※ 「条件」とは、1工事において調達価格(材料単価×使用数量)が100万円未満の場合、かつ1資材の材料単価が10万円未満であるか。

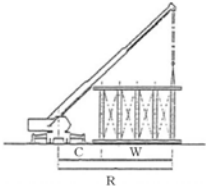
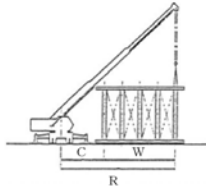
(参考)
材料単価を決定する流れを以下に示す。



※ 「条件」とは、1工事において調達価格(材料単価×使用数量)が1,000万円未満の場合、かつ1資材の材料単価が100万円未満であるか。

・特別調査の基準価格を改定

- ① 10万円を100万円に変更
- ② 100万円を1,000万円に変更

ページ	旧	新	備考
土木工事標準 積算基準書 (参考資料) VI-7-6	<p>なお、30mを超えない場合においてもI形断面桁を仮置き、吊り上げ時の横倒れ座屈に対して、照査を行っておくこと</p> <p>(4) 特殊工法等は、「橋梁架設工事の積算」(一般社団法人日本建設機械施工協会)を参考とし、具積りを参照する。</p> <p>(5) ベント設備の運用について ベント設備の供用日数を算定する場合に、地組工と架設工を同時に施工する等の場合には、地組日数(B)は計算に含めないものとする。</p> <p>(6) 橋梁上部工の地盤、壁高欄に使用するコンクリートは普通ポルトランドセメントとする。</p> <p>(7) 後打ちコンクリートとなる壁高欄は、別途第II編第4章コンクリート工による。</p> <p>(8) 補助クレーン(ラフテレーンクレーン)の規格選定 ベント架設時最大部材質量で選定する場合</p> <p>1) 作業半径 $R = W + C$ $\left\{ \begin{array}{l} W: \text{構造幅 但し、} W \leq 8 \text{ m とする。} \\ C: \text{クレーン位置} \end{array} \right.$  </p> <p>$C = (\text{アウトリガー幅}) / 2 + (\text{アウトリガー敷鉄板幅}) / 2 + (\text{ベント基礎突出長}) + \text{余裕}$ $\left\{ \begin{array}{l} \text{アウトリガー幅: 7 m} \\ \text{アウトリガー敷鉄板幅: 2 m} \\ \text{ベント基礎突出長: 1 m} \\ \text{余裕: 0.5 m} \end{array} \right.$ </p> <p>2) ベント架設時最大部材質量 5mの高さの柱2本を面組し、組立・解体を行うものとする。 $P = (G \times 2 \text{本}) + g + g'$ $\left\{ \begin{array}{l} G: \text{ベント柱質量} \cdots 1 \text{ t / 本} \\ g: \text{ベント横継} \cdots 0.5 \text{ t} \\ g': \text{吊具} \cdots 0.5 \text{ t} \end{array} \right.$ <p>上記1)、2)で算出した作業半径Rとベント架設時最大部材質量Pから補助クレーン(ホイールクレーン)の規格を選定する。</p> <p style="text-align: center;">IV-7-6</p> </p>	<p>なお、30mを超えない場合においてもI形断面桁を仮置き、吊り上げ時の横倒れ座屈に対して、照査を行っておくこと</p> <p>(4) 特殊工法等は、「橋梁架設工事の積算」(一般社団法人日本建設機械施工協会)を参考とする。</p> <p>(5) ベント設備の運用について ベント設備の供用日数を算定する場合に、地組工と架設工を同時に施工する等の場合には、地組日数(B)は計算に含めないものとする。</p> <p>(6) 橋梁上部工の地盤、壁高欄に使用するコンクリートは普通ポルトランドセメントとする。</p> <p>(7) 後打ちコンクリートとなる壁高欄は、別途第II編第4章コンクリート工による。</p> <p>(8) 補助クレーン(ラフテレーンクレーン)の規格選定 ベント架設時最大部材質量で選定する場合</p> <p>1) 作業半径 $R = W + C$ $\left\{ \begin{array}{l} W: \text{構造幅 但し、} W \leq 8 \text{ m とする。} \\ C: \text{クレーン位置} \end{array} \right.$  </p> <p>$C = (\text{アウトリガー幅}) / 2 + (\text{アウトリガー敷鉄板幅}) / 2 + (\text{ベント基礎突出長}) + \text{余裕}$ $\left\{ \begin{array}{l} \text{アウトリガー幅: 7 m} \\ \text{アウトリガー敷鉄板幅: 2 m} \\ \text{ベント基礎突出長: 1 m} \\ \text{余裕: 0.5 m} \end{array} \right.$ </p> <p>2) ベント架設時最大部材質量 5mの高さの柱2本を面組し、組立・解体を行うものとする。 $P = (G \times 2 \text{本}) + g + g'$ $\left\{ \begin{array}{l} G: \text{ベント柱質量} \cdots 1 \text{ t / 本} \\ g: \text{ベント横継} \cdots 0.5 \text{ t} \\ g': \text{吊具} \cdots 0.5 \text{ t} \end{array} \right.$ <p>上記1)、2)で算出した作業半径Rとベント架設時最大部材質量Pから補助クレーン(ホイールクレーン)の規格を選定する。</p> <p style="text-align: center;">IV-7-6</p> </p>	<p>・文言の訂正</p>